

宗像市発達支援センター運営協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市が行う発達支援及び子どもの療育に係る事業を充実することにより市民サービスの向上を図るため、宗像市発達支援センターの運営について協議を行うことを目的に設置する宗像市発達支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 発達支援事業に関すること。
- (2) 子どもの療育事業に関すること。
- (3) 啓発及び広報活動に関すること。
- (4) その他協議会設置の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関、関係団体、保護者その他の関係者により構成する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、健康福祉部保健福祉政策課発達支援センターにおいて行う。

(雑則)

第6条 この告示に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

- (1) 福岡教育大学
- (2) 社団法人宗像医師会（昭和22年12月8日に社団法人宗像郡医師会という名称で設立された法人をいう。）
- (3) 福岡県宗像児童相談所
- (4) 福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所
- (5) 福岡県発達障害者支援センター
- (6) 宗像市健康福祉部

- (7) 宗像市教育部
- (8) 宗像市立小学校及び中学校
- (9) 市内に存する私立幼稚園及び保育園
- (10) 宗像市民生委員児童委員協議会
- (11) のぞみ園保護者代表
- (12) その他市長が必要と認めた者

備考 第1号から第10号までについては、その機関から推薦された者とする。